

第19章 公害に関する知識の普及

第1 環境週間行事の実施

昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議で「人間環境宣言」が採択され、同年12月16日の第27回国連総会で毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、我が国においても6月5日を初日とする環境週間が設定されたので、その実施について環境庁、府各部局並びに市町村との連絡調整に努め、次のような事業を実施した。

(1) 記念講演会の開催

主催者 環境庁、大阪府、大阪市

開催日時 昭和48年6月7日

ところ 郵便貯金会館

演題及び講演者

環境と外交 環境庁長官 三木武夫

公害と戦う政治 一クリーン・ウォーターー

米国上院議員 エドモンド・S・マスキー

(2) 各種広報紙、ポスターの発行

(3) オリエンテーリング大会の開催

(4) 適正包装運動の展開

(5) 自動車排出ガス街頭検査及び指導

(6) 工場等に対する総点検

(7) 河川、海域水質調査

第2 公害に関する広報

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、次の事項を実施した。

(1) 府公害防止条例集の配付

各種の規制基準その他事業者が遵守すべき事項の周知徹底を期するとともに、広く一般府民の条例に対する理解を深めるため、公害防止条例及び同施行規則を印刷配付した。

(2) 広報パンフレット等の作成

府の公害防止に関する各種施策を広く一般府民に、紹介するため、「大阪府の

公害防止主要施策」を作成配付した。

また、中小企業者に対し公害防止のための知識の普及徹底を図るため、「公害防止機器の紹介」、「中小企業公害関係融資制度一覧」及び「公害規制と助成制度の現状」を刊行した。

さらに、府下における自然環境の現状を広く府民に周知させるため、広報映画「大阪の緑」を製作し、府民に貸出した。

このほか、新聞、ラジオ、テレビ等によって広く府民に公害問題の周知を図った。